

## 倉敷市コミュニティづくり推進事業に関する補助金交付基準

### 1 趣旨

住民が自由に参加し，温かい触れ合いの中で自らの手で住みよい地域をつくって行くためのコミュニティづくりを推進するため，倉敷市コミュニティづくり推進事業補助金交付要綱（平成2年倉敷市告示137号。以下「要綱」という。）に基づき補助金を交付するが，その交付に関する基準について定めるものとする。

### 2 補助金交付事業

#### (1) コミュニティ協議会活動補助

地域のふれあいや交流のための行事やイベント，地域の課題解決に向けた活動や取り組みなどであり，別表（コミュニティ活動例）に例示する。

#### (2) 市内コミュニティ間交流事業補助及び県内又は県外のコミュニティ間交流事業補助

市内コミュニティ間（本庁又は支所の管轄を越えるコミュニティ協議会間）及び県内又は県外のコミュニティ間（県内（市内を除く。）又は県外のコミュニティ協議会と市内のコミュニティ協議会間）での交流事業

#### (3) 地区コミュニティ協議会連合会運営補助及び倉敷市連合コミュニティ協議会運営補助

- ア 地区内もしくは市内のコミュニティ協議会の未組織学区への設立促進，組織の充実強化，コミュニティ協議会間の連絡及び情報共有
- イ 地区内もしくは市内のコミュニティ協議会の活動に対する指導及び協力，資質向上のための研修活動

### 3 対象とならない活動

- (1) 事業（活動）の目的が，娯楽・遊興等と認められるもの
- (2) 事業（活動）の目的が，特定の範囲・住民に限定されるもの
- (3) 政治的なものや，選挙等に関するもの
- (4) 特定の宗派・宗教に関するもの
- (5) 集会所施設や，公園の修繕，維持管理
- (6) 物品の購入のみであるもの（会の運営に関するものを除く）

#### 4 補助の対象とならない経費

##### (1) 飲食費

- ア 酒類及びノンアルコールビール等の購入に関する経費（用途を問わない。）
- イ 遊興を目的とした会合（新年会，互礼会等）の飲食費
- ウ 1人当たりの単価が千円以上の飲食費
- エ 備蓄用食糧，飲料等の購入費

##### (2) 物品の購入

- ア 単価3万円以上の物品の購入費（パソコンを除く。）
- イ 物置，倉庫等の購入費
- ウ 金券の購入費
- エ 備蓄用消耗品等の購入費
- オ 配布用消耗品等の購入費
- カ 単価1万円以上の賞品，景品，記念品等購入費

##### (3) 備品等の修理・修繕に関する経費

##### (4) 研修，交流を目的としない旅費

##### (5) 支出の事実が領収書等により確認できない経費

##### (6) 慶弔費

##### (7) 寄付金，協賛金等

##### (8) 人件費，賃金等

##### (9) 構成員に対する報酬，謝礼等

##### (10) 構成団体等への補助金，負担金等

##### (11) その他，市長が社会通念上適切でないと認めた経費

#### 附 則

この基準は，平成25年4月1日以降の補助金申請について適用する。

この基準は，令和元年10月16日以降の補助金申請について適用する。